国土交通省関東地方整備局 政策広報誌 平成27年12月号(毎月発行・通算第 114 号) 責任者 広報広聴対策官室

Tel 048-600-1324

政策広報

関東地方整備局

第114号



◆目 次◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

- 1 もっと詳しく"道の駅"を知ろう!パネル展 ~いばらき「道の駅」シンポジウム、茨城県庁に て開催~
- 2 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の「境古河 IC~つくば中央 IC」間の軟弱地盤対策について
- 3 ~標高 150m、イーグルアイが多摩川を見守ります~ 二子玉川地区に多摩川の河川管理用カメラ を設置しました
- 4 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)」の公表について

◆◆国土交通本省の動き◆◆

- 1 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令並びに関連告示について
- 2 建設業法施行令の一部を改正する政令案について(閣議決定)
- 3 「国土交通省直轄工事等契約関係資料」の公表について
- 4 国土交通省税制改正要望 結果概要について

◆◆地域の動き◆◆

地方鉄道と沿線自治体の連携による新たな地域活性化施策

一市原市 企画部交通政策課一

あわせて、メールマガジンの配信先が変更になられた場合等には、下記のアドレスまでご連絡下さい。

e-mail:kantonomado@ktr.mlit.go.jp

事務局 国土交通省関東地方整備局

総務部 総務企画官 小林 毅 TEL:048-600-1324 FAX:048-600-1369 企画部 企画課建設専門官 松澤 尚利 TEL:048-600-1329 FAX:048-600-1372

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. もっと詳しく"道の駅"を知ろう!パネル展 ~いばらき「道の駅」シンポジウム、茨城県庁にて開催~

常陸河川国道事務所

国土交通省では、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付けるとともに、地方創生に資する小さな拠点の形成を目指した取組みを支援しています。

また、「道の駅」と大学との連携により、観光振興や地域づくりを学ぶ学生の人材育成や、若者との交流による「道の駅」の新たな価値を創造する取組みを進めています。

常陸河川国道事務所では、このような「道の駅」の取組について、広く一般の方にご理解いただくため、いばらき「道の駅」シンポジウムの会場や茨城県庁にて、以下のとおりパネル展を開催します。

◆いばらき「道の駅」シンポジウムでのパネル展

日時: 平成 28 年 1 月 21 日(木) 12 時 30 分~17 時

会場:茨城県立県民文化センター小ホール(茨城県水戸市千波町東久保 697 番地)

※いばらき「道の駅」シンポジウムの詳細については本文資料(PDF)別添チラシをご覧下さい。

◆茨城県庁でのパネル展

日時: 平成 28 年 1 月 25 日(月)~2 月 5 日(金) 8 時 30 分~17 時

会場: 茨城県庁 11 階展示スペース(茨城県水戸市笠原町 978 番 6)

※展示初日は10時から、最終日は16時までとなります。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/hitachi_00000251.html

2. 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の「境古河 IC~ つくば中央 IC」間の軟弱地 盤対策について

常総国道事務所

北首都国道事務所

東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所

さいたま工事事務所

国土交通省関東地方整備局と東日本高速道路株式会社が共同で事業を進めている国道 468 号首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の境古河 IC~つくば中央 IC 間(28.4 キロメートル)につ いては、軟弱地盤上における盛土箇所の一部において、軟弱地盤の圧密が予測以上に進行していることから、「軟弱地盤対策検討委員会」を設置し、その対策等を幅広く検討してまいりました。

12月8日に開催した委員会での検討結果や平成27年9月の関東・東北豪雨により工事現場が浸水した影響を踏まえ、工程を精査した結果、「平成28年度内」に開通できる見通しとなりました。

今後とも、早期開通に向け工程短縮などを行い、一日も早い開通に向け、最大限努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/jousou_00000059.html

3. ~標高 150m、イーグルアイが多摩川を見守ります~ 二子玉川地区に多摩川の河川管理用カメラを設置しました

京浜河川事務所

- 〇平成 27 年 12 月 11 日、東京都世田谷区玉川 1 丁目(多摩川河口から 17.6 キロメートル)の二子 玉川ライズの屋上に、多摩川では初めてとなる標高約 150m の高所から監視が可能な河川管理用カメラ(愛称:イーグルアイ)を設置し運用を開始しました。
- 〇このように民間高層ビル(二子玉川ライズ)と河川管理者が連携し、河川管理用カメラを高所に設置する試みは、当事務所管内では初めての事例となります。
- 〇このライブカメラでは、二子玉川周辺から約5キロメートル上流の川崎市登戸付近までの広域な 多摩川の様子を把握することが可能で、平常時はもとより洪水時や大規模な災害時に重要な監視 ツールとなります。

また、アングル内には富士山も含まれており、さらに広域な防災対応や流域の皆様の避難行動の一助としても活躍が期待されます。

(カメラアングル等は本文資料(PDF)別添 1、2 をご参照下さい。)

〇なお、今回設置したライブカメラの画像※は当事務所のホームページ※※からご覧頂けるとともに、平成 27 年 12 月 11 日に「防災情報等の提供及び活用に関する協定」を再締結したイッツ・コミュニケーションズ(株)にも配信されており、今後防災情報のコンテンツとしてご活用頂く予定です。

※多摩川水系の国管理区間(約78キロメートル)には、約140台の河川管理用カメラがあり、日常の河川管理や洪水時の監視などに活用されています。なお、今回設置したライブカメラ以外にも一部カメラの画像は当事務所のホームページにも掲載されています。

※※当事務所ホームページのライブカメラ掲載箇所

URL: http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index034.html

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/keihin_00000071.html

4. 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)」の公表について

関東地方整備局 河川部 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 高崎河川国道事務所

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系利根川江戸川河川整備計画」の変更に向けた取り組みを進めているところです。

このたび、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)」を作成しましたので、お知らせします。

また、あわせて「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)」について学識経験を有する者、関係する住民、関係都県等からいただいたご意見や、これらのご意見に対する関東地方整備局の考え方についてもお示ししています。

なお、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)」について、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づき、関係都県知事のご意見をお聴きする手続きを開始しています。

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更案)」(本文資料(PDF)別添)は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

また、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)」について、学識経験を有する者、関係する住民、関係都県等からいただいたご意見や、これらのご意見に対する関東地方整備局の考え方(『「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(変更原案)」について学識経験を有

する者、関係する住民、関係都県等からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方』)についても、あわせて関東地方整備局ホームページにお示ししています。

国土交通省関東地方整備局ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/

- →河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画→利根川水系河川整備計画
- →利根川水系利根川·江戸川河川整備計画→利根川水系利根川·江戸川河川整備計画 (変更案)

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000012.html

- →河川→社会資本整備→河川整備基本方針、整備計画→利根川水系河川整備計画
- →利根川水系利根川・江戸川河川整備計画→「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 (変更原案)」について学識経験を有する者、関係する住民、関係都県等からいただいたご意見と これらのご意見に対する関東地方整備局の考え方

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000012.html

別紙 · 参考資料

<u>本文資料(PDF)</u> **™**[6673 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000212.html

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000213.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令並びに関連告示について

1. 背景

国土交通省は、東洋ゴム工業 (株)による免震材料の不正事案を受け、大臣認定制度の審査の強化を図ることとしています。

今回、その第一弾として、免震材料の大臣認定について見直しを行うため、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)等について、所要の改正等を行います。

2. 概要

【省令】

(1)構造方法等の認定の審査方法における実地確認の実施(規則第 11 条の 2 の 3 関係)

国土交通大臣が構造方法等の認定のための審査を行う場合において、申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合においては、当該試験の立会いや当該実地確認を行うこととします。

また、この場合の手数料については、規則第 11 条の 2 の 3 第 1 項に定める通常の額に、当該試験の立会いや当該実地確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額とします。

(2) 指定性能評価機関の性能評価の審査方法における実地確認の実施(機関省令第63条、第64条、第68条関係)

指定性能評価機関が性能評価を行う場合においても、(1)と同様に、指定性能評価機関の評価員が当該試験の立会いや当該実地確認を行い、その結果を記載した書類等により審査を行うこととし、手数料についても、(1)と同様とします。

また、これにあわせ、当該試験の立会いや当該実地確認のみを行うことができる評価員を創設することとします。

【告示】

- (1) 試験の立会い又は実地確認を要する場合及びこれらに要する手数料に係る新規 告示(省令(1)関係)
- 1. 実地確認を要する場合

免震材料について認定を受けようとする場合は、「既存認定品と同等の品質を有し、かつ、既存認定品の品質管理体制の軽微な変更であるものとして国土交通大臣が認める場合」等を除き、製品の品質検査及び品質管理体制の実地確認を要することとします。

2. 実地確認に要する手数料の額

| | 実地確認 [1]製品の 品質検査 | 実地確認 [2]品質管理 体制 | 実地確認 [1]、[2]同時 |
|-------------------|------------------------|-----------------------|-------------------|
| 重点確認対象以 外の者 | 4 6 万円 | 4 6 万円 | 8 2 万円 |
| 重点確認対象者 (3.参照) | 8 2 万円 | 6 2 万円 | 1 3 8 万円 |

[※] 外国工場の場合は、別に定める額に旅費(実費)を加算した額

3. 重点確認対象者

重点確認対象者は、「認定を受けようとする免震材料について5年以内に認定取消しを受けた者」等のいずれかの要件に該当する者とします。

(2) 指定建築材料の品質に関する技術的基準の改正(平成 12 年建設省告示第 1446号)

指定建築材料に係る構造方法等の認定における品質管理体制の審査について、次の点を強化します。

<品質管理推進責任者>

- ・必要な知識・経験を有する品質管理推進責任者が製造部門から独立して選任され、 責任をもって品質管理を行う体制が構築されていること(第3第6号ロ関係)。
- <必要な情報の見える化>
- ・製品の検査方法等が社内規格に定められていること(第3第5号イ(2)関係)。
- ・製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。)に関する記録が必要な期間保存されていること(第3第5号ト関係)。

3. スケジュール

公布日 平成27年12月1日(火) 施行日 平成27年12月31日(木)

添付資料

報道発表資料 (PDF 形式) 🎒

参考資料 (PDF 形式) 🌯

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000595.html

2. 建設業法施行令の一部を改正する政令案について(閣議決定)

建設業法施行令の一部を改正する政令案について(閣議決定)

1. 背景

建設業については、長年にわたる建設投資の減少や競争の激化により経営を取り巻く環境が悪化し、中長期的には、若年入職者の減少等による建設工事の担い手の不足が懸念されている。

このような状況を踏まえ、将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、技術検定の受検資格の見直しにより、若年者の入職促進及び早期育成を図るため、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)の一部を改正するものである。

2. 改正の概要

(1)技術検定の受検資格の見直し

建設業界への若年者の入職促進及び早期育成を図るため、全ての種目の2級技術検定において、高校2年生相当の者について、学科試験のみの受験を可能とする。

(2)施行期日

この政令は、平成28年4月1日から施行する。

3. 閣議決定日

平成27年12月11日(金)

添付資料

要綱(PDF形式)型

案文·理由(PDF形式)■

新旧対照条文(PDF形式) 4

参照条文(PDF 形式) 4

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000379.html

3. 「国土交通省直轄工事等契約関係資料」の公表について

国土交通省では、公共事業の発注者としての説明責任の向上を図るため、毎年、直轄工事等の契約関係資料の公表を行っております。

平成27年度版(26年度実績)について取りまとめを行いましたのでお知らせします。

〇対象機関

地方整備局、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所、国土地理院、北海道開発局、航空局、地方航空局、地方運輸局、気象庁及び海上保安庁

〇構成

1. 各部局工事契約状況等(統合版)

平成26年度の上記対象機関における工事及び建設コンサルタント関係業務等の契約件数・金額・落札率等を掲載。

- 2. 地方整備局等工事契約状況等(港湾空港関係を除く)
- 3. 地方整備局工事契約状況等(港湾空港関係に限る)
- 4. 北海道開発局工事契約状況等
- 5. 航空局、地方航空局、地方運輸局、国土技術政策総合研究所(横須賀)、気象庁、海上保安庁工事契約状況等

(2から5について)

平成26年度の工事における有資格業者数関係、発注標準関係、入札方式別契約状況関係、建設コンサルタント業務等における有資格業者数、

入札方式別契約状況関係、その他指名停止実績、入札監視委員会開催状況等について掲載。

添付資料

国土交通省直轄工事等契約関係資料 平成27年度版(平成26年度実績)(概要)(PDF形式:32KB)▲

- 1. 各部局工事契約状況等(統合版)(PDF形式:368KB) 4.

- 4. 北海道開発局工事契約状況等(PDF 形式:8876KB)
- 5. 航空局、地方航空局、地方運輸局、国土技術政策総合研究所(横須賀)、気象庁、海上保安庁工事契約状況等(PDF 形式:8875KB) 4.

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo06_hh_000078.html

4. 国土交通省税制改正要望 結果概要について

平成27年12月16日、与党税制改正大綱が取りまとめられました。平成28年度の国土交通 省税制改正要望についての結果概要は以下のとおりです。

Ⅰ. 豊かで安全・安心な暮らしの実現

- 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保
 - ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間、1/2減額)の2年延長
 - ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年延長
 - ・登録免許税: 所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
 - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
 - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
 - ③買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許 税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年延長
 - ④住宅ストックの性能の向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置を2年延長、対象住宅を一部拡充
 - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 軽減、特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は2年間 1/2 軽減
 - ・バリアフリー改修: 工事の翌年度 1/3 軽減、築後 10 年以上を経過した住宅を対象に追加
 - ・省エネ改修: 工事の翌年度 1/3 軽減
 - ⑤空き家の発生を抑制するため、相続人が、相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地について、相続以後3年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する特例措置を創設
 - ⑥サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却制度(5年間14%等)の延長
 - ⑦居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除) の2年延長
 - ⑧三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設
- 2. 防災・減災対策の強化
 - ①一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱
 - 化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置の創設
 - ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域:課税標準4年間 1/2
 - ・上記以外の区域:課税標準4年間2/3
 - ②市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等(防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設)に係る固定資産税の特例措置(取得後4年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/2を参酌)に軽減)の4年延長

Ⅱ. 地域の魅力を生かした活力ある地域づくり

1. 都市の競争力・魅力の向上

- ①低未利用地が散在する地方都市におけるまちのにぎわいを再生するため、現行の市街地再開発事業に対し講じられている税制特例について、制度改正により創設される既存ストック活用エリア(個別利用区)に権利変換される場合にも適用を拡充
- ・所得税・法人税等:権利変換において従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例、清算金を取得した場合の代替資産取得特例又は5,000万円特別控除等
- ・登録免許税:事業の施行に必要な登記について非課税
- ②都市農業振興基本法の制定を受け、都市農地・緑地の保全に資する所要の措置を検討

2. 観光立国の推進

- ①地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- ・免税の対象となる、一般物品の最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。
- ・免税購入物品を免税店から直接海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続の簡素化を行う。
- ・商店街の中に存在するショッピングセンター(商店街組合員)に入るテナント等が商店街の組合員でなくとも、 当該テナントでの購入と商店街の組合員の店舗での購入を免税手続カウンターで合算することを可能とする。
- ・免税品販売時に免税店が保管する購入者誓約書について、電磁的記録により保管することを可能とする。 (長期検討項目)
- ・将来的な免税手続の電子情報化に向けて、引き続き検討する。
- ②寄附金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大
- ・(独)国際観光振興機構(JNTO)が寄附金の募集、交付金の交付等により開催の円滑化を図るべき国際会議等について、参加国数を「おおむね 10 か国以上」から「おおむね3か国以上」に緩和する等、範囲を拡大する。

3. 活力ある交通ネットワークの形成

- ①JR九州の完全民営化に伴う税制上の所要の措置
- JR九州に対する以下の主な税制特例措置について、平成28年度も現行どおり措置するとともに、平成30年度まで、一定の激変緩和措置を設ける。
- ·三島特例(固定資産税、都市計画税):課税標準 28年度 1/2、29年度、30年度 3/5·承継特例(固定資産税、都市計画税):課税標準 28年度 3/5
- ・事業税(資本割):課税標準 28年度現行通り、29年度 3/4 控除、30年度 1/2 控除②JR北海道・JR四国 に交付する助成金に係る圧縮記帳
- ・対象となる国庫補助金等の範囲に(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構がJR北海道・JR四国の安全対策 等に対し交付する助成金を追加する。
- ③整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る特例措置
- (登録免許税:免税、不動産取得税:非課税、固定資産税等:課税標準 20 年間 1/2)の7年延長
- ④都道府県の条例に定める生活路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の1 年延長
- ⑤国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機:課税標準3年間 2/3 等)の2年延長

Ⅲ. 成長戦略の推進と国際競争力の更なる強化

- 1. 自動車の車体課税の見直し
 - ①平成27年度与党税制改正大綱等に沿って、以下のとおり見直しを行う。
 - ・自動車取得税:消費税率 10%への引上げ時に廃止する。

・自動車税・軽自動車税:環境性能割において、事業用自動車と軽自動車の上限税率2%の維持や、重量車の特性に鑑みた燃費基準と税率の要件を設定することなどにより、現行の自動車取得税よりも負担の軽減を図るとともに、グリーン化特例を1年延長する。

2. 交通インフラの機能強化

- ①輸送手段の転換、輸送と保管の機能連携等による物流の効率化を促進するため、新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置を創設するなど所要の見直しを行う。
- ・輸送連携型倉庫:法人税等の割増償却(5年間 10%)、固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/2 等)
- ・貨物用鉄道車両:固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3 等)
- 貨物搬送装置:固定資産税の特例措置(課税標準5年間3/5)
- ②JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 3/5)の2年延長
- ③鉄道事業者等が取得する一定のバリアフリー施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3) の2年延長及び拡充(ホームドアシステムについて1日あたり利用者数 10 万人以上の駅を含む路線の駅等を追加)
- ④国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(本則 4/1000→特例 3.5/1000)につき、要件を一部見直した上、2年延長及び拡充(船齢5歳以上の船舶を追加)
- ⑤成田国際空港株式会社の事業用資産に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 7/8)の2年延長

国土交通省税制改正要望 結果概要 (平成 27 年 12 月 16 日)

- 平成 28 年度国土交通省税制改正概要
- ・平成28年度税制改正 問合せ先一覧

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004214.html



地方鉄道と沿線自治体の連携による新たな地域活性化施策

市原市 企画部交通政策課

●目指す方向性は交流人口の増加による地域活性化

千葉県房総半島の内房と外房をつなぐ、小湊鐵道といすみ 鉄道沿線地域は関東で最も早く「春」を感じられる房総の温 暖な気候にあり、海、里山、田園風景といった心安らぐ風景 と自然・歴史や食文化といった観光資源が存在しています。 しかし、近年過疎化が進み著しく地域が衰退している状況に あり、地域活性化のカギを握る両鉄道の乗車人員も通勤・通 学など生活交通としての利用者が年々減少しています。

そこで、地域内利用者に加え地域外からの観光需要を呼び込み、鉄道利用者を増加させ、その鉄道利用者に沿線地域での経済活動を誘引する地域活性化策が急務となっています。

今般、両鉄道会社と沿線3自治体(市原市、大多喜町、いすみ市)は、行政区域・官民の垣根を越えて連携を組み、鉄道沿線に広がる豊かな自然と房総の恵みを利用した魅力ある地域観光資源の開発と地域の活気を取り戻す事業に取り組んでいます。



●「房総横断鉄道」の観光ブランド化

東京湾に面した市原市の五井駅を起点とする小湊鐵道と太平洋を望む大原駅を起点とするいすみ鉄道は千葉県の中央部であり両鉄道の終着駅である上総中野駅で接続しています。



このことから両鉄道を一本の鉄道に見立て、さらに、沿線地域の魅力的な観光資源を含め、「房総横断鉄道」という観光ブランドとして認知・確立させるための取組を進めます。

具体的には、両鉄道会社と沿線自治体で協議会を構成し以下の事業を進めているところです。 1つ目は「房総横断鉄道」の知名度をアップさせるための戦略的な広報活動。沿線地域の観光資源を紹介する観光ポスター・パンフレットの作成・配布、各種メディアへの PR 活動などを積極的に展開しています。

2つ目は鉄道乗車を誘引する取組み。「房総横断鉄道スタンプラリー」を実施します。配布する スタンプラリー応募券にスタートとなる五井駅又は大原駅のスタンプを押印してもらう、小湊鐵道 に乗車した際に車内で車掌から日付の入った検印を押してもらい、ゴールとなる五井駅又は大原駅 のスタンプを押印して完成。さらに応募いただいた方の中から後日抽選で、懐石列車のペアチケットなど両鉄道のオリジナル賞品の発送を予定しています。

3つ目はプレミアムチケット(¥680の商品券)を付加した横断鉄道乗車券の発売です。沿線地域では地元産品を活用した食事の提供や道の駅や地元商店での物産の販売、沿線の温浴施設などサービス施設での利用が可能な「うれしいクーポン券」として利用者の満足度を高める工夫をしています。利用施設での満足度の高さはリピーター獲得に繋がると考えており、再訪問、ロコミによる宣伝効果、通販による商品取り寄せといった、さらなる経済効果も期待されているところです。

実施主体:房総横断鉄道活性化協議会一構成員 [市原市(幹事)、大多喜町、いすみ市、小湊鐵道、

いすみ鉄道、国土交通省、千葉県、JR 東日本千葉支社、千葉県観光物産協会、日本民

営鉄道協会]

協賛 : 千葉銀行

房総横断鉄道トコトコきっぷ (PDF)

https://www.city.ichihara.chiba.jp/event/other/tokotokokippu.files/tirasi.pdf



